

越生町いのちを支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない

「生き心地のよいまち」の実現を目指して～

第2期計画

（令和6年度～令和10年度）

令和6年3月

埼玉県越生町

はじめに

自殺は深刻な社会問題であり、その解決には私たち一人ひとりの力が必要です。この計画書は、地域全体での自殺対策に向けた取り組みを促進するための枠組みとなります。

平成28年、自殺対策基本法が改正され、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

本町では、平成31年に誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地のよいまち」の実現を目指し、「越生町のちを支える自殺対策計画」を策定しました。自殺者ゼロを目標に、行政サービスの充実やきめ細かい相談対応、自殺を防ぐための人材の育成等に力を入れています。

また、令和3年には「越生町健康増進計画・食育推進計画」を策定し、健康で心豊かに安心して暮らせるまちを目指して、こころとからだの健康づくりを進めています。

このたび、令和6年度から5年間の自殺対策を推進するため、「越生町のちを支える自殺対策計画（第2期計画）」を策定いたしました。

自殺は誰にでも起こりうることであり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題です。また、自殺の問題を解決するための方法に即効性のある方法はないと言われています。本計画に示されている取り組みも、コツコツと地道に積み上げていくことで効果が得られる取り組みです。誰にでも様々な苦悩から自殺を考えることや、身近な人から自殺を示唆する相談を受けることがあるかもしれません。町民の皆様には、自殺対策を身近な問題として考え、計画の推進に向けご理解とご協力をお願いいたします。

今後も、町民の皆様が心身ともに健康で安心して生活できるよう、保健衛生事業の充実に努めるとともに、地域の強みを最大限に生かして自殺予防に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年3月



越生町長 新井康之

目次

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 越生町の自殺をめぐる現状

- 1. 統計でみる越生町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2. これまでの取組と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3章 基本的な考え方と方針

- 1. 共通認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 4. 計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第4章 生きる支援施策

- 1. 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第5章 自殺対策推進のための具体的な取組

- 1. 地域におけるネットワークの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2. 自殺対策を支える人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3. 町民への啓発と周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 4. 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 5. 児童・生徒の「SOSの出し方に関する教育」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第6章 計画の推進に向けて

- 1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 2. 評価・検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第 1 章 計画の概要

.....

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

日本の自殺者数は、平成10年以降平成23年まで3万人を超える状況が続いていました。その後は減少に転じ、平成30年以降は2万人程度で推移しています。

こうした中「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、翌年には「自殺総合対策大綱」が策定されました。

平成28年には自殺対策基本法が改正され、法第13条において自殺対策計画を定めることが示され、本町では平成31年3月に、町民一人ひとりがかけがえのない命の大切さを考え、ともに支え合う地域社会の実現のため、「越生町いのちを支える自殺対策計画」を策定しました。

令和4年には自殺総合対策大綱が改正され、以下の6項目を基本方針としています。

- 1 「生きることの包括的な支援として推進」
- 2 「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開」
- 3 「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」
- 4 「実践と啓発を両輪として推進」
- 5 「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」
- 6 「自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮」

本町では、これらの基本方針を踏まえて、自殺対策を全庁的な取組として推進し、更なる対策強化を図るため、「第2期越生町いのちを支える自殺対策計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として、国の「自殺総合対策大綱」及び「埼玉県自殺対策計画」の趣旨を踏まえ、本町における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。

なお、「第六次越生町長期総合計画」をはじめとするその他関連計画との整合性を図りながら推進するものとします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年とし、目標年度を令和10年度とします。

なお、自殺対策基本法または自殺総合対策大綱の改正、その他社会情勢の変化等が生じた場合には、適宜必要な見直しを行い、柔軟に対応することとします。

第2章 越生町の自殺をめぐる現状

.....

第2章 越生町の自殺をめぐる現状

1. 統計でみる越生町の現状

(1) 自殺者数の推移

本町に住所を有していた自殺者は、平成25年から平成29年の間では12人、年間平均は2.4人で、平成30年から令和4年の間では8人、年間平均は1.6人でした。また、平成25年から令和4年の10年間では20人、年間平均は2.0人でした。

自殺者数は計画策定前の平成25年から平成29年の平均は2.4人、計画策定後の平成30年から令和4年の平均は1.6人で、減少しています。

■表1 自殺者数の推移

(単位：人)

越生町 自殺者数	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成25年 ～平成29年 5年合計	平成25年 ～平成29年 5年平均	平成25年 ～令和4年 10年合計
	2	3	2	3	2	12	2.4	20
	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	平成30年 ～令和4年 5年合計	平成30年 ～令和4年 5年平均	平成25年 ～令和4年 10年平均
	4	1	0	0	3	8	1.6	2.0

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

年齢別自殺者数では、平成25年から令和4年の10年間で、60歳代が6人と多くなっています。男女別では、男性が12人、女性が8人で、男性が女性の1.5倍となっています。

■表2 年齢別自殺者数

(単位：人)

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	合計
男性	0	1	2	0	4	3	0	2	12
女性	0	0	0	2	0	3	1	2	8
合計	0	1	2	2	4	6	1	4	20

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 自殺死亡率の推移

自殺死亡率とは、その年の人口10万人あたりの自殺者数を示した数です。人口規模が異なる国、県、町等で自殺対策を検討する際、自殺者数では比較が難しいため、基準を人口10万人に等しくして、どのくらいの自殺者がいるかの指標となっています。

本町の自殺死亡率は、0から33.9と増減を繰り返しています。自殺者数は多くはありませんが、自殺死亡率を見ると、決して低くはないことがわかります。そのため、引き続き自殺対策を推進する必要があります。

■表3 自殺死亡率（人口10万対）の推移

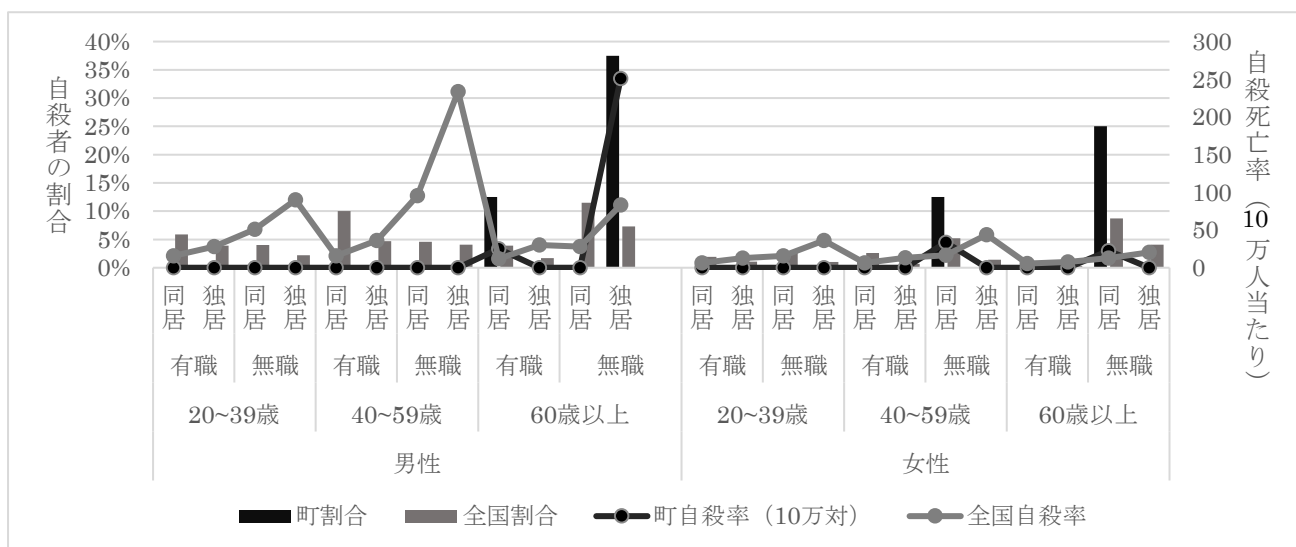
	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
越生町	16.0	24.1	16.3	24.8	16.8	33.9	8.6	0	0	26.7
埼玉県	20.8	18.7	18.0	16.7	16.4	16.4	15.0	16.2	15.2	17.6
全 国	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4

出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」「人口動態統計」
埼玉県「人口動態概況」

(3) 自殺の概要

本町の自殺者の5年間の累計について、性別・年齢・職業・同居人の有無（同居、独居）による自殺率を全国と比較したものが、図1です。平成30年～令和4年の自殺者数は合計8人（男性5人、女性3人）です。自殺者が最も多い区分は、「男性・60歳以上・無職者・独居」です。

■図1 自殺者の概要（（平成30年～令和4年）の5年間の累計）



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2023）」

2. これまでの取組と評価

平成31年3月に本計画を策定し、基本施策に基づき「地域における連携とネットワークの強化」「自殺対策を支える人材育成の強化」「町民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童・生徒のSOSの出し方に関する教育」に取り組んでまいりました。

基本施策において、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、実施できなかった施策も多くありました。今後は、実施できなかった施策も含め多面的に実施していくことで総合的に自殺対策を進めていく必要があります。

(1) 地域における連携とネットワークの強化について

民生委員・児童委員による要配慮者への訪問と結果の情報共有に努め連携を図りました。また、要保護児童や障がい者への地域における支援体制づくりを関係機関と連携し協議を行いました。

(2) 自殺対策を支える人材育成の強化について

人材育成のためのゲートキーパー※¹研修は、計画策定後から毎年実施しています。また、人権教育として職員や町民に講演会を開催し、人権意識の高揚につなげています。

■表4 ゲートキーパー研修の実施状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
町民	回数(回)	1	2	1	2	6
	人数(人)	37	43	9	47	136
職員	回数(回)	1	1	0	1	3
	人数(人)	19	11	0	16	46

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、職員研修は中止

資料：健康福祉課

※1 ゲートキーパーとは、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るという役割を担います。

気づき：家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴：本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ：早めに専門家に相談するように促す

見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

（３）町民への啓発と周知について

９月の「自殺予防週間」や３月の「自殺対策強化月間」に合わせ、広報紙やホームページ、公共施設へのポスター掲示など、自殺対策関連の情報を掲載し広く周知しました。また、公共施設のトイレ等に自殺予防の相談窓口を記載したチラシやカードを設置しました。

（４）生きることの促進要因への支援について

安全安心なまちづくりを推進するため、駅前防犯パトロール隊や交通安全母の会などと協力し、防犯対策・交通安全啓発といった活動を行いました。

自殺の原因・動機で最も多く挙げられるのが「健康問題」であるため、各種健（検）診や健康づくり事業の実施、疾病の予防・早期発見に努めました。また、保健、福祉、介護の分野が連携し、子どもから高齢者まで幅広い相談に応じる体制を整えました。

教育の分野では、相談員・スクールカウンセラー等を配置し、家庭と学校、地域をつなげることで悩みを抱える児童・生徒や家族の支援をきめ細やかに行いました。

（５）児童・生徒のＳＯＳの出し方に関する教育について

児童・生徒の小さな変化を見逃さない教育相談体制を整え、早期発見・早期解決・指導の見届けを行いながら、「ＳＯＳ」が出しやすい環境づくりに努めています。不登校、いじめ等の問題行動に対応し、関係機関との連携を強化するため、相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置しています。また、道徳教育は教科化し、計画的に行うことで道徳的实践力を促しています。

第 3 章 基本的な考え方と方針

.....

第3章 基本的な考え方と方針

1. 共通認識

本町における自殺対策については、「誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指す」ために、自殺の現状の把握だけではなく、次に掲げる共通認識を踏まえ取り組みます。

(1) 自殺は誰にでも起こり得る身近な問題である

多くの人にとって、自殺とは、自分には関係がない「個人の問題」と考えられがちですが、実際は本人のみでなく、家族や友人等、周りの人が当事者となる可能性があります。自殺は誰にでも起こり得る身近な問題であることを認識する必要があります。

(2) 自殺はその多くが追い込まれた末の死である

自殺は、その多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまった、「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。

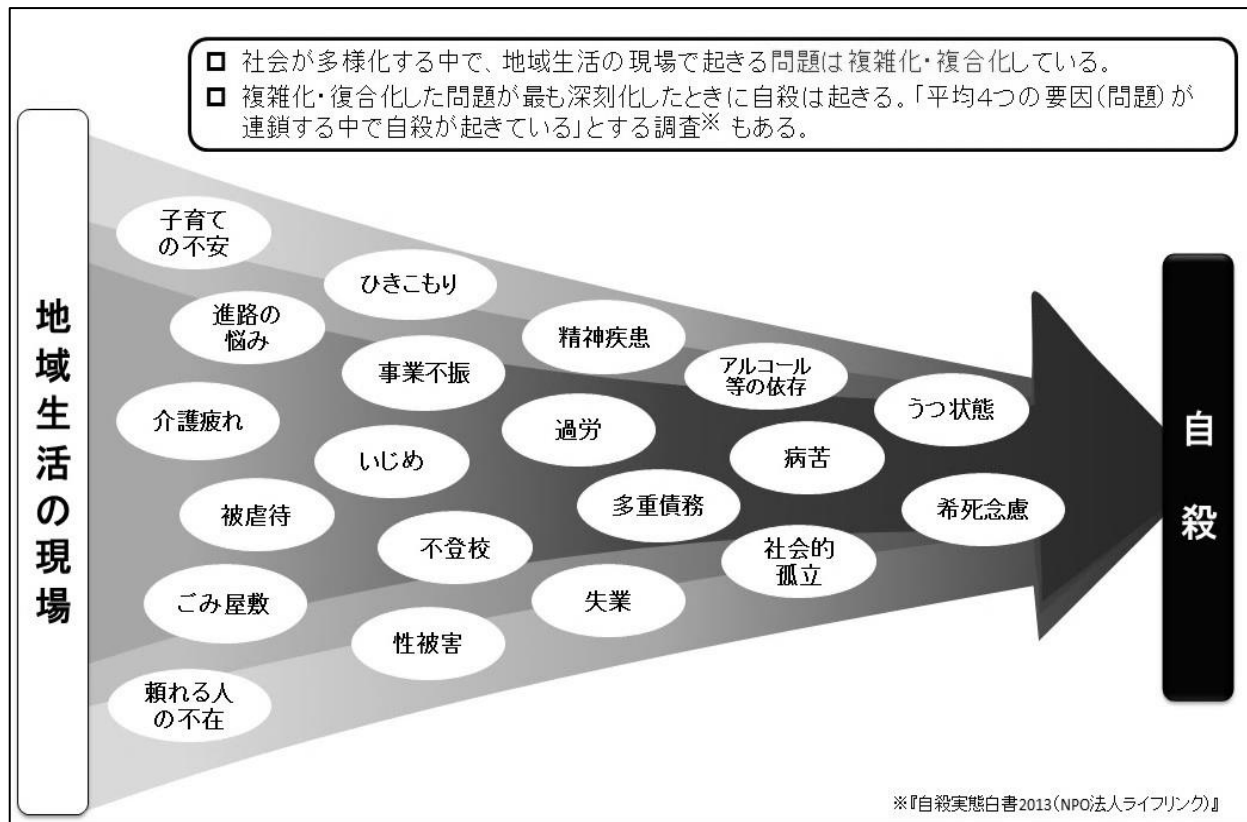
(3) 自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題である

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、相談・支援体制の整備等、社会的な取組により、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患については、専門家への相談や適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるということを認識する必要があります。

(4) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

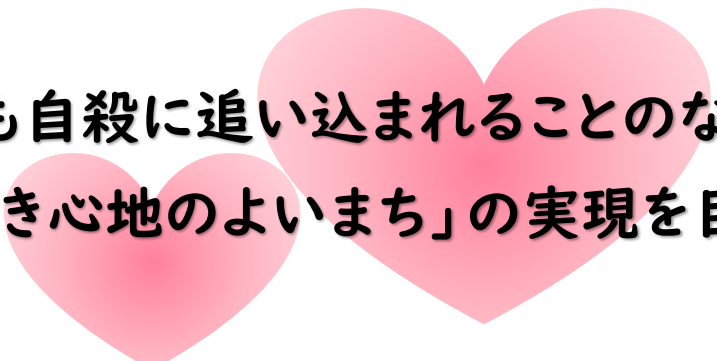
死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。自殺の危険を示すサインに気づくことで、自殺予防につながれると認識する必要があります。

■図2：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2. 基本理念

本町では、自殺総合対策大綱における基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」を踏まえ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するため、計画の基本理念を次のとおりとします。



**誰も自殺に追い込まれることのない
「生き心地のよいまち」の実現を目指す**

3. 基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱で掲げられた、自殺総合対策の基本方針を踏まえ、次の6つを基本方針として、総合的な自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす双方の取組が必要です。相談・支援体制の整備をはじめとした、地域のあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」を推進します。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs^{※2}の理念と合致するものです。

(2) 関連施策との有機的な連携により総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等に対して、様々な分野の関係機関、関係団体が連携・協力し支援できるように努めます。

※2 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

「誰一人取り残さない(no one will be left behind)」のスローガンのもと、貧困、健康、福祉、教育などの17の目標と169のターゲットを定めています。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

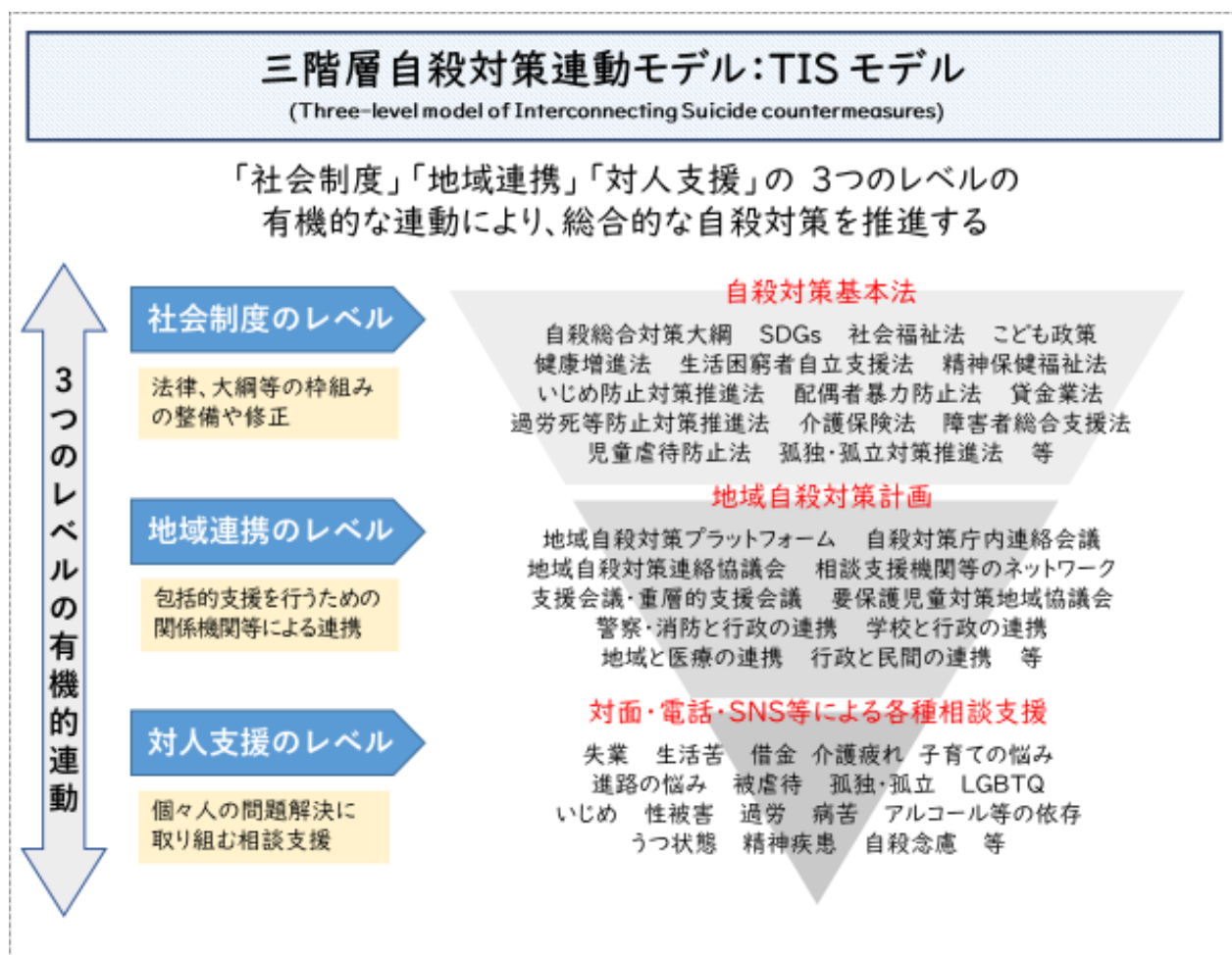
自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、市民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の、更に前段階での取組」として、学校において、児童・生徒等を対象とした、「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要です。

■図3：三階層自殺対策連動モデル（いのち支える自殺対策推進センター資料）



（４）実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を進めていきます。

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいきます。

（５）関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、県、市町村、関係団体、町民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

（６）自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策基本法第9条では、「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められています。町は、これらのことに配慮し、取り組みを推進します。

4. 計画の目標

自殺総合対策大綱における国の目標は、「令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させること」としています。

町として自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地のよいまち」の実現です。平成31年3月に策定した計画では、年間自殺者数を0人とすることを目標に掲げて推進してまいりました。

今計画においても、年間自殺者数0人を目標とし、引き続き自殺のない越生町を目指します。

(1) 長期目標

自殺者数ゼロを目指します。

(2) 短期目標

- ・町民一人ひとりが自殺を身近な問題としてとらえ、こころの不調のサインについて理解できるようにします。
- ・町民一人ひとりが気軽に支援者^{※3}または支援機関^{※4}に相談できるようにします。

※3 支援者：役場職員、教職員、各種委員、各種役員など。

※4 支援機関：役場、保健センター、保健所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会など。

第4章 生きる支援施策

.....

第4章 生きる支援施策

本町の自殺対策は、国や県の自殺対策の政策を基に、町の状況を踏まえて、5つの「基本施策」で構成します。

1. 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等の様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死です。それらの要因に働きかけ、社会の意識と行動を変えていくため、行政はもちろん、地域で活動する関係機関、民間団体、学校、企業、町民等、それぞれが果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携と協働の仕組みの構築を図ります。

- 地域における連携の強化
- 相談窓口の周知と連携
- ネットワーク間の円滑な情報共有の仕組みの構築

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要です。より多くの人が、自殺の危険性の高い人の早期発見・早期治療を図るため、自殺に関する正しい知識を知り、自殺の危険を示すサインに気づいて、適切な対応・連携を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材の育成に努めます。

- 様々な職種を対象とする研修の実施
- 町民を対象とする研修の実施
- 学校教育に関わる人材の育成

基本施策 3 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあって、理解されにくいという現実があります。自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発活動を推進します。

- リーフレット・啓発ポスター等の作成と周知
- 町民に向けた講演会等の開催
- ホームページや広報紙等を活用した啓発活動

基本施策 4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる必要があります。

そこで、本町においても自殺対策と関連の深い様々な分野における取組を幅広く推進します。

- 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
- 子どもから高齢者まで様々な年齢層への相談支援
- 自殺未遂者への支援
- うつ病が疑われる症状の早期発見
- 遺された人への支援
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
- 支援者への支援の推進

基本施策 5 児童・生徒の「SOSの出し方に関する教育」

学校では、家庭や地域との連携により、児童・生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（「SOSの出し方に関する教育」）を推進します。

- SOSの出し方に関する教育の実施

第5章 自殺対策推進のための具体的な取組

.....

第5章 自殺対策推進のための具体的な取組

第4章の基本施策に基づき、本町が既に行っている「生きる支援」に関連した事業をできる限り自殺対策に活用していきます。

1. 地域におけるネットワークの強化

No.	事業・取組名	内 容	担当課
1	越生町自殺対策計画策定推進委員会	自殺対策計画の見直し及び推進に関して、会議を開催する等、連携を図ります。	健康福祉課
2	越生町民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員が、地域で困難を抱えている人への訪問や相談により、問題の早期発見や適切な相談機関につなぐ等連携を図ります。	健康福祉課
3	生活困窮者自立支援制度に関する事業	生活困窮者を早期に発見し、本人の状況に応じた適切な支援を行えるよう、研修会等に参加し関係機関の連携を図ります。	健康福祉課
4	入間西障害者地域自立支援協議会の設置	広域（鳩山町・毛呂山町・越生町）で、障がい者、精神障がい者に対して、地域の実情に応じた体制を整備し、ネットワークの構築を行います。	健康福祉課
5	要保護児童対策地域協議会	児童虐待における要保護児童・要支援児童・特定妊婦について、適切な支援をするために、各種会議を開催し、関係機関の連携を図ります。	子育て支援課

2. 自殺対策を支える人材の育成

No.	事業・取組名	内 容	担当課
1	ゲートキーパー研修	町民をはじめ様々な関係機関や団体に対して、自殺予防についての正しい知識とゲートキーパーについて学ぶ研修を実施します。	健康福祉課
2	越生町民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員にゲートキーパー研修等を周知します。地域で困難を抱えている人の状況を察知し、適切な相談機関につなぎ連携を図れる人材育成に努めます。	健康福祉課
3	シルバー人材センター運営費補助事業	「シルバー人材センター」の内部研修会でゲートキーパー研修等を周知します。同年代の高齢者のリスクを察知し、他機関への連携を図れる人材育成に努めます。	健康福祉課
4	社会福祉協議会関係事業	社会福祉協議会の職員や支援ボランティアの人にゲートキーパー研修等を周知します。地域支え合い事業の利用者や家族等が抱える問題状況を察知し、他機関への連携を図れる人材育成に努めます。	健康福祉課
5	障がい福祉に関する事業	障がい福祉事業所の職員等にゲートキーパー研修等を周知します。障がい者や家族等が抱える問題状況を察知し、他機関への連携を図れる人材育成に努めます。	健康福祉課
6	福祉のまちづくり推進事業	ふれあいルームの支援ボランティアの人にゲートキーパー研修等を周知します。利用者や家族等が抱える問題状況を察知し、社会福祉協議会を通じて他機関への連携を図れる人材育成に努めます。	健康福祉課
7	越生町保護司会	犯罪や非行に走る人の中には、日常生活、家庭や学校などでトラブルを抱えている場合が多いため、保護司にゲートキーパー研修等を周知します。適切な支援のできる人材育成に努めます。	健康福祉課
8	老人クラブ活動補助事業	「老人クラブ」の会員にゲートキーパー研修等を周知します。活動の中で問題を抱えている人を察知し、状況により他機関への連携を図れる人材育成に努めます。	健康福祉課
9	研修事業	職員を対象とするゲートキーパー研修の受講を促進し、自殺予防に対する意識を高め、全庁的な連携を図ります。	総務課
10	人権教育・人権啓発の推進事業	人権・同和問題に対する正しい理解と意識の高揚を図るため、教職員、行政職員、各種委員、各種団体役員などを対象に人権教育研修会・講演会を開催します。また、同和問題、女性・子ども・障がい者・高齢者・外国人・その他の人権問題の啓発活動を推進します。	総務課 学務課 生涯学習課

No.	事業・取組名	内 容	担当課
11	地域づくり推進事業	「地域づくり推進協議会」において、ゲートキーパー研修等を周知します。問題の早期発見や、他機関への連携を図れるように、見守りのできる人材育成に努めます。	企画財政課
12	コミュニティ推進事業	「コミュニティ協議会」において、ゲートキーパー研修等を周知します。問題の早期発見や、他機関への連携を図れるように、見守りのできる人材育成に努めます。	企画財政課
13	越生町生徒指導委員会	越生町生徒指導委員会委員にゲートキーパー研修等を周知します。様々な課題を抱えている家庭、子どもへの理解を深め、適切な指導のできる人材育成に努めます。	学務課

3. 町民への啓発と周知

No.	事業・取組名	内 容	担当課
1	健康づくり事業	9月の「自殺予防週間」や3月の「自殺対策強化月間」に合わせ、ポスターの作成・掲示など、自殺予防の相談窓口を記載したチラシやカードを設置することにより周知、啓発に努めます。自殺対策やこころの健康に関するテーマで、健康づくりに関する講演会を実施します。	健康福祉課
2	障がい福祉ガイドブックの作成	障がい者とその家族に対して、ガイドブックを作成する際に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧を記載します。	健康福祉課
3	広報事業	「広報おごせ」を活用し、自殺対策関連の情報を掲載することにより、町民への施策の周知と理解の促進を図ります。	総務課
4	ホームページ運営事業	町ホームページを活用し、自殺対策関連の情報を掲載することにより、町民への施策の周知と理解の促進を図ります。	総務課
5	広聴活動	広聴活動を通じて、意見や相談内容で自殺が懸念されたときは、速やかに関係課との連携を図ります。	総務課
6	男女共同参画推進事業	男女共同参画計画に関する啓発やイベントを行う際、DVや男女共同参画に関する様々なテーマを通じて、自殺予防対策に関する町民への情報周知や啓発に努めます。	総務課
7	図書館活動事業	「自殺対策強化月間」などに、ポスターの掲示やリーフレットの配布を行います。	生涯学習課
8	図書整備事業	自殺対策となる図書を購入し、定期的にコーナーを設けて展示します。また、図書リストの配布やホームページでの紹介をします。	生涯学習課
9	生涯学習推進事業	生涯学習町民のつどい、各種講座・学級等の実施の際に、ポスターの掲示等啓発に努めます。	生涯学習課

4. 生きることの促進要因への支援

No.	事業・取組名	内 容	担当課
1	老人在宅福祉事業 (老人日常生活用具 給付事業など)	窓口や相談手続きの中で、本人や家族等の問題を把握し、 問題の早期発見・早期治療に努めるとともに必要な支援に つながります。	健康福祉課
2	社会福祉法人等によ る利用者負担軽減制 度事業	窓口や相談手続きの中で、本人や家族等の問題を把握し、 問題の早期発見・早期治療に努めるとともに必要な支援に つながります。	健康福祉課
3	ホームヘルプサービ ス利用者支援事業	手続きの中で、本人や家族等の問題を把握し、問題の早期 発見・早期治療に努めるとともに必要な支援先につなぎま す。	健康福祉課
4	障がい福祉に関する 事業(障がい福祉サー ビス、重度心身障 害者医療費支給事業 など)	手続きの中で、本人や家族等の問題を把握し、問題の早期 発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につなぎま す。	健康福祉課
5	介護保険事業	手続きの中で、本人や家族等の問題を把握し、問題の早期 発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につなぎま す。	健康福祉課
6	高齢者の虐待防止	高齢者へ支援をする中で、本人や家族等の問題を把握し、 問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先 につながります。	健康福祉課
7	高齢者の介護予防事 業	介護予防事業の中で、こころの健康も視野に入れたフレイ ル予防を心がけます。	健康福祉課
8	高齢者の包括的・継 続的ケアマネジメン ト	高齢者の支援が切れ目のない支援となるように、必要なサ ービスを紹介し、関係機関と連携し必要な支援先につなぎ ます。	健康福祉課
9	障がい者計画等策定 事業	障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携の促進を図りま す。	健康福祉課
10	地域福祉計画策定事 業	福祉に関する各種計画の中で、自殺対策事業の促進を図り ます。	健康福祉課
11	障害者相談支援事業 障害者就労支援セン ター事業	障がいのある方の生活や就労に関する相談を通じて、問題 の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につ ながります。	健康福祉課

No.	事業・取組名	内 容	担当課
12	障がい者差別解消推進事業	障がいを理由とする差別の解消を推進し、本人や家族等の問題の早期発見・早期対応に努めます。	健康福祉課
13	障がい者虐待の対応	虐待への対応を糸口に、本人や家族等の問題を察知し、必要な支援先につなぎます。	健康福祉課
14	生活保護相談窓口	相談の中で、本人や家族等の問題を把握し、問題の早期発見・早期対応に努めるとともに必要な支援先につなぎます。	健康福祉課
15	健康づくり事業	自殺リスクを抱える人やその家族等の問題の早期発見・早期対応をするために、健康相談や訪問指導等の生活支援を行い、必要な支援先につなぎます。	健康福祉課
16	健康診査事業	がん検診等を実施し、病気の早期発見・早期治療に努め、自殺の原因となる健康に対する不安の解消を図ります。	健康福祉課
17	母子保健事業	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援として、健康相談や訪問指導等を行います。妊婦やその家族に対し妊娠届け出時に面接を実施し、妊娠中は電話等で心身の健康をサポートします。産婦・新生児訪問指導時、産後うつに関するアンケートを実施する等きめ細かな対応に努めます。	健康福祉課
18	防犯対策事業	「駅前防犯センター」での防犯活動を継続することにより、犯罪を抑制し、安心・安全なまちづくりを進めます。	総務課
19	交通安全啓発事業	交通安全啓発教室及び運動を実施することで交通事故を抑制するとともに、加害者や被害者となったときのリスクの周知に努めます。	総務課
20	地域交通対策事業	高齢者の移動手段の確保と運転免許証の自主返納を目的としたタクシー券及びバスの利用券を窓口で交付する際に、高齢者への相談先情報等の周知を図ります。また、申請時に、悩み等の相談を受けた時は、必要な支援先につなぎます。	企画財政課
21	越生町総合戦略推進事業	「第3期越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、自殺対策について言及し、総合的・全庁的に対策を進めます。	企画財政課
22	納税相談事業	納税相談に訪れた町民に対し、必要に応じて他の相談窓口を案内することで、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性がある人を支援につなぎます。	税務課
23	特定健康診査事業	健康問題は自殺に至る主な理由の一つであるため、病気の早期発見・早期治療につながる特定健康診査を実施します。	町民課

No.	事業・取組名	内 容	担当課
24	後期高齢者医療保険の健康診査事業	健康問題は自殺に至る主な理由の一つであるため、病気の早期発見・早期治療につながる健康診査を実施します。	町民課
25	国民健康保険事業	国民健康保険の相談に訪れた町民に対し、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性のある人を支援につなぎます。	町民課
26	後期高齢者医療事業	後期高齢者医療保険の相談に訪れた町民に対し、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性のある人を支援につなぎます。	町民課
27	予防検診補助事業	国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険加入者が、人間ドック、脳ドック、併診ドックを受診した際に、補助金を支給し、病気の早期発見・早期治療につなぎ、健康に対する不安の解消を図ります。	町民課
28	国民年金事業	国民年金の相談に訪れた町民に対し、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性がある人を支援につなぎます。	町民課
29	学童保育事業	日々、児童、保護者に接する中で、変化に気づき、家庭内での問題を把握し、必要に応じて支援先につなぎます。	子育て支援課
30	越生保育園事業	日々、園児、保護者に接する中で、変化に気づき、家庭内での問題を把握し、必要に応じて支援先につなぎます。	子育て支援課
31	子育て支援センター事業	子育て支援センターすくすくにおいて、子どもや保護者の交流を図るとともに、子育て相談を通じて育児不安の解消に努め、必要に応じて支援先につなぎます。	子育て支援課
32	利用者支援事業	1歳児の「誕生祝品支給事業」や2歳児の「在宅育児応援事業」の訪問や窓口相談を通じて、子育てに関する心配事や問題等を把握し、必要に応じ支援先につなぎます。	子育て支援課
33	その他児童福祉事業	保育園・幼稚園の入所、医療費や児童手当、(特別)児童扶養手当の受給、その他子育て支援サービスなどの案内や手続きの際に、家庭状況の把握に努め、必要に応じ支援先につなぎます。	子育て支援課
34	消費生活啓発事業	消費生活に関する相談を通じて、包括的な問題の解決に向けた支援を図ります。	産業観光課
35	町営住宅事務	町営住宅の入居者、特に家賃滞納者の中には生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、入居者の問題を察知し、相談に対応します。	まちづくり整備課

No.	事業・取組名	内 容	担当課
36	児童・生徒健康管理事業	就学時健診等で、子どもの健康管理を行い、問題をすばやく察知し、必要な支援先につなぎます。	学務課
37	就学指導事業	臨時講師（非常勤の補助教員）等の雇用し、学校や児童・生徒一人ひとりへの支援を行うことにより、将来への夢や希望を抱かせます。	学務課
38	教育相談事業	さわやか相談室を設置し、小・中学校の児童・生徒の悩みなどの相談に対し、問題の早期発見、支援を行います。	学務課
39	外国語指導充実事業	小・中学校の英語教育充実のため、英語検定の受験料の一部を補助するほか、外国人講師による英語指導及び国際理解の推進・充実を図り、将来への夢や希望を抱かせます。	学務課
40	小・中学校施設整備事業	学校施設を充実させ、児童・生徒にとって安心・安全で居心地のよい環境を整えます。	学務課
41	小・中学校施設維持管理事業	学校施設を充実させ、児童・生徒にとって安心・安全で居心地のよい環境を整えます。	学務課
42	小・中学校就学援助・奨励事業	様々な課題を抱えている家庭への支援を行う中で、家庭状況を把握し、必要な支援先につなぎます。	学務課
43	バス通学補助事業	家庭への支援を行う中で、家庭状況を把握し、必要な支援先につなぎます。	学務課
44	小・中学校学力向上サポート事業	地域の教育力を結集し、子どもたちを町全体で育てるとともに、学力向上を図り、将来への夢や希望を抱かせます。	学務課
45	越生町学力向上推進委員会	学力向上に関し、家庭への支援を行います。	学務課
46	越生町体力向上委員会	体力向上や食育について、家庭への支援を行います。	学務課
47	越生町就学支援委員会	心身に障がいのある児童・生徒に対し、適切な就学先の検討など、家庭への支援を行います。	学務課
48	相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	不登校、いじめ等の問題行動に対応し、関係機関との連携を強化するため、相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を強化します。	学務課
49	道徳教育の充実	道徳の教科化の趣旨を活かし、道徳的実践力を促す指導を充実させます。	学務課
50	豊かな心の育成	小学校・中学校9年間を見通して継続的な生徒指導を実践し、不登校ゼロを目指します。	学務課

5. 児童・生徒の「SOSの出し方に関する教育」

No.	事業・取組名	内 容	担当課
1	SOSの出し方に関する教育	学校において、児童・生徒の変化を見逃さないための教育相談体制を整え、自分だけでは解決できない悩みや問題に直面した時に、「SOS」が出せる環境づくりを推進します。	学務課
2	相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用	不登校、いじめ等の問題行動に対応し、関係機関との連携を強化するため、相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を強化します。	学務課
3	道徳教育の充実	道徳の教科化の趣旨を活かし、道徳的実践力を促す指導を充実させます。	学務課

第6章 計画の推進に向けて

.....

第6章 計画の推進に向けて

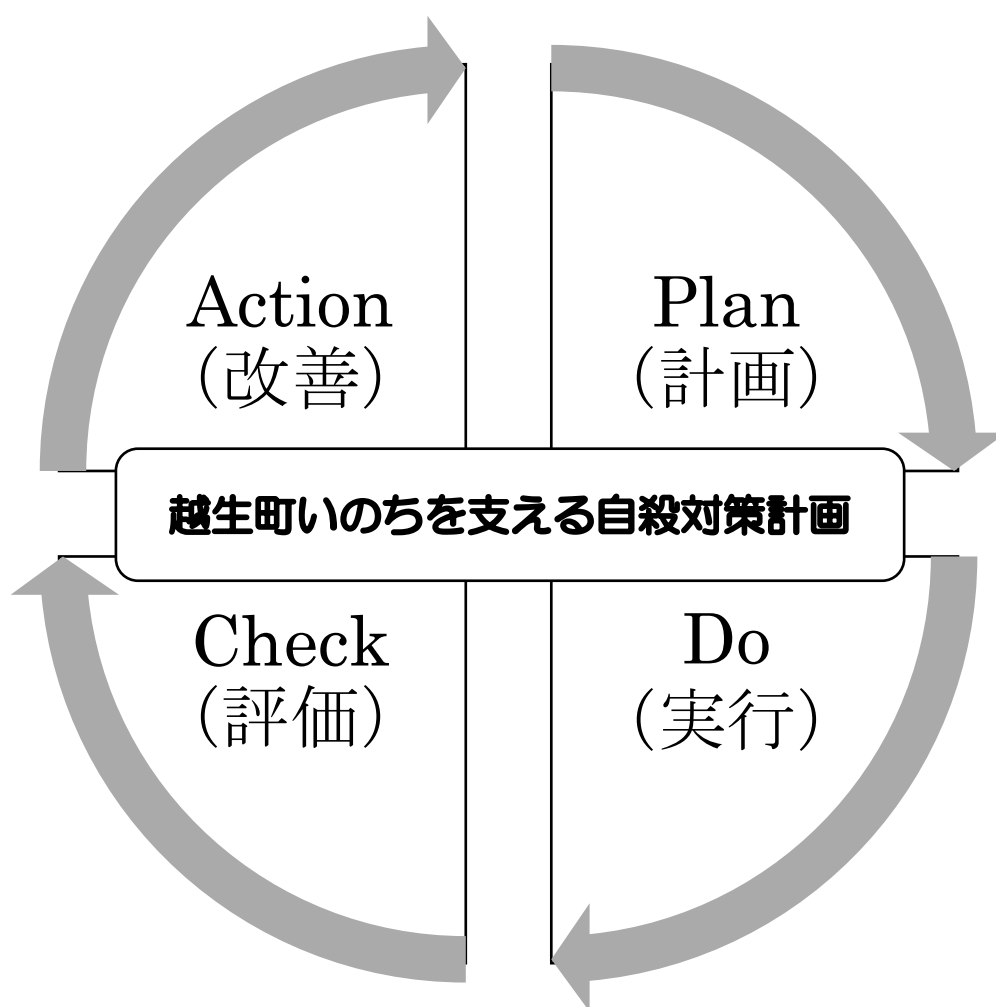
1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地のよいまち」の実現を目指し、関係機関や庁内各課と連携して横断的に施策に取り組むとともに、町民の意見や参画を積極的に得ることにより、計画の着実な実施や推進を図ります。

2. 評価・検証

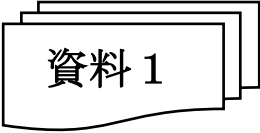
本計画は、越生町自殺対策推進計画策定委員会及び越生町自殺対策計画庁内策定委員会による評価・検証を行い、その結果を事業展開に反映させていきます。

評価・検証は第5章に掲載した「自殺対策推進のための具体的な取組」の事業ごとに毎年実施し、進捗状況を全庁で把握・検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）により、効果的・効率的に計画を推進していきます。



.....

資料1.	越生町自殺対策計画策定推進委員会設置要綱	36
	越生町自殺対策計画策定推進委員会委員名簿	37
資料2.	越生町自殺対策計画庁内策定委員会設置要綱	38
資料3.	計画の策定経過	40
資料4.	自殺対策基本法	41
資料5.	自殺総合対策大綱（概要）	46



資料 1

越生町自殺対策計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 越生町自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に推進するため、越生町自殺対策計画策定推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌し、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

- (1) 計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) その他、自殺対策のために、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員15名以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉、保健及び医療の関係者
- (3) その他、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

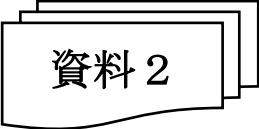
附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

越生町自殺対策計画策定推進委員会委員名簿

任期：令和6年1月17日～令和7年3月31日

	職 名	氏 名	備考
1	越生町議会文教福祉常任委員会委員長	島野美佳子	委員長
2	西入間警察署生活安全課課長	小島 慎介	
3	西入間広域消防組合越生分署分署長	関口 浩	
4	越生町民生委員・児童委員協議会会長	伊藤 光枝	副委員長
5	越生町医師会代表	市川 正之	
6	埼玉県坂戸保健所保健予防推進担当担当部長	大竹 智英	
7	越生町商工会会長	長島祥二郎	
8	越生町社会福祉協議会事務局長	奥泉 隆雄	
9	越生町教育委員会教育長	原口 仁	



資料 2

越生町自殺対策計画庁内策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 越生町自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に推進するため、越生町自殺対策計画庁内策定委員会（以下「庁内委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内委員会は、次に掲げる事項を所掌し、必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

- (1) 計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) その他、自殺対策のために、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内委員会は、別表1に掲げる者をもって組織し、町長が任命する。

- 2 庁内委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は総務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、庁内委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 所掌事務に係る必要な事項を検討するため、庁内委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会員は別表2に掲げる者をもって充て、町長が任命する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は部会員の互選により定め、部会を総理する。

(会議)

第6条 庁内委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長になる。

- 2 委員は会議に出席できないときは、代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて町の関係職員及び関係機関の出席を要請することができる。

(庶務)

第7条 庁内委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

- 2 部会の庶務は健康福祉課において処理し、会議の報告を委員長に行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

議会事務局長
総務課長
企画財政課長
税務課長
会計管理者
町民課長
健康福祉課長
子育て支援課長
産業観光課長
まちづくり整備課長
水道課長
学務課長
生涯学習課長

別表 2（第 5 条関係）

議会事務局、総務課、企画財政課、税務課、会計課、町民課、健康福祉課、子育て支援課、産業観光課、まちづくり整備課、水道課、学務課、生涯学習課から必要と認めた職員

資料 3

計画の策定経過

開催年月日	会議の内容等
令和 5 年 9 月 11 日～22 日	第 1 期自殺対策計画の各課（局）事業の進捗状況について ・進捗確認シートの提出、評価の実施
令和 5 年 10 月 3 日	第 1 回越生町自殺対策計画庁内策定作業部会 ・自殺の現状について ・各課（局）事業の進捗状況について ・越生町自殺対策計画の骨子（案）について
令和 5 年 10 月 5 日～13 日	第 2 期自殺対策計画の各課（局）事業についての確認
令和 5 年 12 月 12 日	第 2 回越生町自殺対策計画庁内策定作業部会 ・越生町自殺対策計画（素案）について
令和 5 年 12 月 21 日	第 3 回越生町自殺対策計画庁内策定作業部会（書面開催） ・越生町自殺対策計画（素案）について
令和 5 年 12 月 27 日	第 1 回越生町自殺対策計画庁内策定委員会 ・越生町自殺対策計画（素案）について
令和 6 年 1 月 17 日	第 1 回越生町自殺対策計画推進委員会 ・越生町自殺対策計画（素案）について
令和 6 年 1 月 29 日～2 月 22 日	パブリックコメント（意見なし）
令和 6 年 2 月 28 日	越生町自殺対策計画推進委員会へパブリックコメント結果報告

資料 4

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生への危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用

する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施にあたっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるにあたっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童・生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童・生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養^{かん}等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総

理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則〔平成二七年九月一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則〔平成二八年三月三〇日法律第一一号〕

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1.地域レベルの実践的な 取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2.国民一人ひとりの気づきと 見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に関する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3.自殺総合対策の推進に資する 調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事象について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4.自殺対策に関わる人材の確保、 養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5.心の健康を支援する環境の整備と 心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6.適切な精神保健医療福祉 サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを提供する人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7.社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

2

「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9.遭った人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やフラッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12.労働問題による自殺対策を 更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務時間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13.女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

3

越 生 町 い の ち を 支 え る 自 殺 対 策 計 画

～誰も自殺に追い込まれることのない

「生き心地のよいまち」の実現を目指して～

第2期計画

(令和6年度～令和10年度)

—令和6年3月発行—

発行 越生町

編集 健康福祉課（保健センター）

〒350-0416

埼玉県入間郡越生町大字越生917番地

TEL：049-292-5505（直通）

FAX：049-292-5623

E-mail:hokencenter@town.ogose.saitama.jp
